

司法の IT 化問題（民事）

1 はじめに

(1) 民事裁判手続の IT 化の概要 —「3 つの e」の実現—

民事裁判手続に情報通信技術（IT）を導入・活用するという IT 化の取組みは、適正かつ迅速で、国民にとって利用しやすい裁判を実現することを目的とする。この取組みは、2018（平成 30）年の裁判手続の IT 化検討会¹「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめー『3 つの e』の実現に向けてー」に基づき、段階的に推進されている。ここで掲げられた『3 つの e』とは、①e 提出（e-Filing：主張・証拠のオンライン提出一本化等）、②e 法廷（e-Court：ウェブ会議等の導入・拡大等）、③e 事件管理（e-Case Management：主張・証拠への随時オンラインアクセス等）を意味する。

(2) 民事裁判手続の IT 化のプロセス —3 つのフェーズ—

民事裁判手続の IT 化のプロセスは、その実現段階に応じて 3 つのフェーズに区分し、段階的に運用を開始するというアプローチが採られている。

〈フェーズ 1〉では、法改正を要せず IT 機器の整備等により実現可能となるものを対象とするところ、2020（令和 2）年 2 月から、Microsoft 社の Teams を利用したウェブ会議による争点整理手続の運用が順次開始された。また、2022（令和 4）年 4 月からは、改正前民事訴訟法 132 条の 2 に基づき、同規則 3 条 1 項によりファクシミリ提出が許容されている準備書面等の裁判書類をオンライン提出するための民事裁判書類電子提出システム（mints³）の運用も順次開始された（この mints 導入を〈フェーズ 3〉の先行実施とする場合もある）。

〈フェーズ 2〉では、関係法令の改正により初めて実現可能となるものを対象とするところ、2022（令和 4）年改正民事訴訟法に基づき、2023（令和 5）年 3 月から、当事者双方が弁論準備手続期日及び和解期日にウェブ会議で参加できるようになり、2024（令和 6）年 3 月からは、当事者双方が口頭弁論期日にウェブ会議で参加できるようになった。

〈フェーズ 3〉では、関係法令の改正とともにシステム等の環境整備を実施することで実現可能となるものを対象とするところ、現在、2022（令和 4）年改正民事訴訟法の公布日から 4 年を超えない範囲内（2026（令和 8）年 5 月 24 日まで）において、訴状のオンライン提出、訴訟記録の電子化等の運用開始が予定されている。この運用開始に際し、訴訟代理人には、mints の利用が義務化される。なお、当初は、最高裁が新たに構築するシステム（TreeeS⁴）の利用が念頭に置かれていたが、同システムは 2027（令和 9）年度中に全庁に導入することを目指すこととされ、当面は mints に必

¹ 政府の「未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革ー」（2017（平成 29）年 6 月 9 日閣議決定）における裁判手続等の IT 化推進方針を受けて、同年 10 月に設置されたものである。
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/seicho_senryaku/2017_all.pdf

² <https://www.moj.go.jp/content/001322981.pdf>

³ 「MINji saibanshorui denshi Teishutsu System」の略称とされる。

⁴ 「Trial e-filing e-case management e-court Systems」の略称とされる。

要な機能⁵を追加実装し対応するという方針が示された⁶。

2 問題点

(1) デジタル・ディバイド

デジタル・ディバイドとは、ITを利用できる者と利用できない者との間に生じる格差を意味する。民事裁判手続のIT化が進展する中で、この格差が司法アクセスの不平等や、裁判を受ける権利の侵害として顕在化するおそれがある。すなわち、必要なIT環境・操作スキル等を十分に有しない者は、IT化された裁判手続の利用に際し、書類提出・閲覧及び期日参加の困難といったアクセス上の不利益や、提出期限の超過、電子証拠の不備などによって、意図しない不利益を被る可能性がある。とりわけ本人訴訟においては、純粋な電子化支援サービス（形式サポート）⁷を装った非弁行為の増加により、被害が拡大する懸念もある。

(2) 情報セキュリティ

民事裁判手続において取り扱う情報は、個人情報・プライバシー・営業秘密など、多様で機微な内容を多く含んでいる。これらを保護するための情報セキュリティの在り方は、IT化の進展により、紙媒体等による物理的管理から、ネットワークを介したシステム上のデータ管理へと、大きな質的転換を遂げつつある。かかる変化に応じた情報セキュリティが適切に確保されず、不当な情報漏えい・改ざん等が生じれば、当事者やその関係者などに対し被害を及ぼすにとどまらず、司法制度全体に対する国民の信頼を根底から動搖させるおそれもある。

3 この1年の動き

〈フェーズ3〉の本格実施により、訴訟代理人にはmintsの利用が義務化されることになるため、日弁連では、2025（令和7）年6月1日現在の会員を対象にmintsアカウントの一斉登録を行う機会を提供することとして、ハガキにて登録案内を送付し、同年9月30日を期限としてmintsウェブサイトから各自登録を行う機会を設けた。

もっとも、同期限までに登録を求めたのは約2万人にとどまり、それ以前の登録者約1万人を合わせても、全弁護士約4万7000人のうち約64%にしか至らない。民事裁判手続を扱わない弁護士の存在等を考慮しても、現時点においてはmintsの利用方針・運用内容等が十分に浸透しているとは言い難く、〈フェーズ3〉の本格実施に際し混乱が生じるおそれを払拭できていない。

⁵ 改修後mintsでは、2025（令和7）年10月に新規申立て機能、電子送達機能及び記録一覧機能が新たに実装され、2026（令和8）年2月には電子納付機能が追加される予定である。

⁶ 日弁連「民事裁判手続等のデジタル化に伴い利用する最高裁判所の新システムTreeeSの導入時期について（通知）」（2025（令和7）年9月29日）。

https://member.nichibenren.or.jp/nichibenrenjoho/juyokadai/minji_it/documentFile/250929_tsuchi.pdf

⁷ 日弁連「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本指針」（2019（令和元）年9月12日）3頁。

https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2019/190912_2.pdf

4 今後の対応

民事裁判手続の IT 化が円滑かつ実効的に推進されるためには、まずもって個々の弁護士が mints といった裁判手続上必須となるシステムに習熟するとともに、これまで以上に IT リテラシー・スキル等の向上に積極的に努める必要がある。

デジタル・ディバイド対策としては、必要な IT 環境・操作スキル等を十分に有しない者に対する支援措置を強化すること、例えば、相談窓口の設置や、利用者向けマニュアル・研修等の充実を図るとともに、これらの施策について適切な周知・広報を行う必要がある。本人訴訟については、非弁行為を防止しつつ、望ましいサポートの在り方を具体的に検討すべきである。

また、情報セキュリティの確保に当たっては、裁判所・弁護士会・関係機関が連携し、適切な情報セキュリティ水準とそれに相応しい対策について、民事裁判の各手続段階に応じ、情報の種類・性質等に即して精緻な検討を行う必要がある。

これらを通じて、国民が安心してアクセスできる司法システムを確立しつつ、適正かつ迅速で利用しやすい裁判の実現を目指すことが肝要である。

5 当会のとりくみ

当会は、新たな制度・システムに対する会員の理解を深め、対応力の底上げを図ること等を目的として、2022（令和4）年度に IT 化対策 PT を設置し、2025（令和7）年度より「IT 化・AI 対策 PT」と名称を改め活動を継続している。同 PT では、例えば、2024（令和6）年度には「弁護士実務を巡る IT トラブルへの対応」、2025（令和7）年度には「弁護士実務における生成 AI の“リ”活用 – リテラシー／リスク・リデザイン－」（親和全期会と共に）と題した、弁護士実務と IT 等の関わりをテーマとする会員向け研修を企画・実施した。

今後も研修の実施等を通じて、mints といった裁判手続上必須となるシステムの習熟に加え、IT 化の進展がもたらす法的課題に取り組み、さらに IT リテラシー・スキル等の深化と共有を図り、積極的に会員支援に努めていく方針である。

以上